

患者さまへ、お薬に関するお願い

【一般名処方について】

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を記載して処方することです。

【後発医薬品およびバイオ後続品の使用促進について】

当院では、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用推進の方針に従い、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品（ジェネリック医薬品）およびバイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しています。

医薬品の採用は、品質・安全性等の情報を収集・評価し決定していますが、一部の医薬品では十分な供給が難しい状況が続いています。

医薬品の供給不足等が発生した場合に、治療計画を見直すなど、適切な対応ができる体制を整備しております。状況によっては、患者さまへ投与するお薬が変更になる可能性もあります。変更にあたって、ご不明な点やご心配なことがありましたら、当院 職員までご相談ください。

※後発医薬品とは

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ成分をもつ医薬品のことです。医薬品の開発に要する費用が少なく済むため、先発医薬品に比べ安価であり、使用することで医療費を少なくすることが期待できます。

※バイオ後続品とは

遺伝子組換え技術などにより細胞、酵母、細菌などから産生されるタンパク質由来の医薬品である「バイオ医薬品」の特許が切れた後に、他の製薬企業から発売される先行品と同等の品質・安全性・有効性を有する医薬品です。